

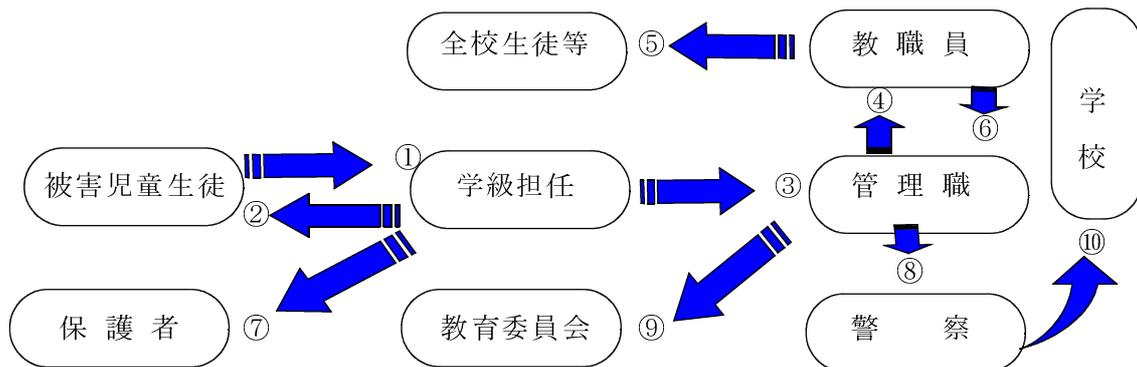
5 校内での盗難

初期対応のポイント

- ① 情報収集に全力を尽くすとともに、情報を一元的に集約する。
- ② 管理職と生徒指導主事（担当者）へ、正確な情報を迅速、確実に伝える。
- ③ 児童生徒のプライバシーや人権に十分配慮して対応する。
- ④ 学校は警察ではなく、教育の場であることを忘れない。
- ⑤ 「盗難は犯罪行為（窃盗）である」という学校の姿勢を明確にする。
- ⑥ 状況によっては、外部機関との連携を図り、毅然として問題の解決に努める。

対応の手順

情報収集と連絡・報告



- ① 被害情報（被害児童生徒を落ち着かせて話しを聞く。）
- ② 被害確認（5W1H【誰が、いつ、どこで、何をどうする、なぜ】について聞く。）
- ③ 管理職への報告（緊急を要する場合は、直接校長に報告する。）
- ④ 教職員への指示（複数の教職員で対応、メモ類・カメラ等により記録する。）
- ⑤ 被害児童生徒や周りの児童生徒から情報を収集（「犯人探し」の印象を与えないようにする。）
- ⑥ 管理職等への報告（情報を一元的に集約し、時系列により記録する。）
- ⑦ 保護者への連絡（盗難の事実等を端的に伝え、警察への「被害申告」の有無について意見を聞く。）
- ⑧ 警察署への通報（学校だけでは対応が困難な場合は、地元の警察署に協力を依頼する。）
- ⑨ 教育委員会への速報（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて。）
- ⑩ 警察による現場検証（生徒に混乱が生じないように配慮する。）

※管理職・生徒指導主事(担当者)への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。

対応方針の協議

対応チームによる緊急対策会議

- ・ 児童生徒や教職員等から集まった情報の整理
- ・ 被害児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、今後の対応策を具体的に検討

緊急職員会議

- ・ 全教職員への周知と共通理解
- ・ 今後の対応策の検討と役割分担

※対応チームは、管理職、学年主任、生徒指導主事（担当者）、学級担任等で編成する。

全校児童生徒への指導

臨時の学級活動、学年集会、全校集会等での指導

- ・ 盗難被害が発生したことの概要説明（被害児童生徒のプライバシーや人権に配慮する。）
- ・ 児童生徒に道徳や社会のルール（人の物を盗むことは犯罪である等）についての指導
- ・ 全校児童生徒から情報を収集（秘密の厳守等）
- ・ 憶測や噂話を自重するよう指導（噂話等からいじめに発展する恐れがあるため。）
- ・ 貴重品等の自己管理の徹底（貴重品を持ってこない、持ってきた時のルール等の厳守）
- ・ 被害者の感情を考慮しつつ、児童生徒の自己防衛の重要性を説き、再発防止への意識を高めるための指導

疑わしい児童生徒への対応

個人面談

- ・対象者が複数の場合は、複数の教職員で同時に行う。

留意点

- ・個人面談の際、保護者への事前承諾を得る。
- ・個人面談を実施する。(定期面談や別の理由で呼び出す等配慮する。)

関係者への対応

被害児童生徒への対応

- ・必要に応じて、教育相談を実施し、心のケアを行う。

被害児童生徒の保護者への対応

- ・学校の管理下で起こったことへの謝罪
- ・盗難にあった状況と学校の対応についての説明(学校の指導体制について説明し、誠意をもって対応する。)
- ・再発防止に向けた具体的な対応策の提示

加害児童生徒への対応

- ・加害児童生徒の情報が、他の児童生徒に伝わらないよう留意する。(情報管理に努め、プライバシーや人権に配慮して対応する。)
- ・生徒指導主事(担当者)等による叱責や説教をする。
- ・自らの行った行為の意味を見つめさせ、その心情を整理して、反省の気持ちを醸成させる。
- ・再発防止に向けた指導を実施する。
- ・今後の在り方を共に考え、前向きな生活ができるよう励ましを与える。
- ・児童生徒の心情や人間関係、個別の課題や背景を十分に把握して指導を行う。
- ・謝罪方法についての話し合いを行う。

加害児童生徒の保護者への対応

概要の説明、今後の対応策の相談

- ① 保護者が安心して相談できるような協力関係を築き、組織的に子ども支援に取り組む。
- ② 児童生徒の成長過程でどのように接してきたかを確認し、今後の指導方針や方法を検討する。
- ③ 児童生徒の抱えている問題や保護者の悩み等に丁寧に耳を傾け、協働して解決していこうとする姿勢を示す。
- ④ 必要に応じて、スクールカウンセラーや相談機関等を紹介し、長期的展望をもって取り組む。

留意事項

- ・共感的理解に基づく指導と支援をする。(心情を理解し、丁寧な聞き取り、相談活動を行う。)
- ・事実の公表については、当該児童生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・家庭訪問を実施する。(学級担任と管理職等複数で実施する。)
- ・学校が捜査機関ではなく、教育機関であることへの理解を求める。(警察の被害届の提出については、保護者の意向を尊重する。)



再発防止に向けた取組

学校及び教職員

- ・盗難は、外部侵入等の可能性もあることを踏まえ、門扉の施錠や来訪者への声かけ及び巡回体制の見直し等、防犯体制を確認する。
- ・非行防止教室を開催する。

児童生徒

- ・生徒の動向の掌握(計画的な校内巡視体制、遅刻者や早退者の把握、職員室を含めた空き教室の施錠等)に努める。
- ・教育相談体制の充実を図り、児童生徒の悩みなどの心理的な面を相談しやすい環境を作り出す。

関係機関

- ・子ども家庭相談センターや各相談機関との連携を図る。
- ・健全育成や非行防止などの観点から、警察との相互連携を行う。
- ・保護者が被害届を出すことが明らかな場合は、事前に警察に説明する。